

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され、独立行政法人評価委員会による平成24年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

理事長は、わが国最大の「食料・農業・農村」に関する総合的な試験研究機関であり、高度な専門分野の研究所及び全国を地域別にカバーする研究センター等を配置し、予算総額67,663百万円(平成25年度)、常勤職員総数2,639人(平成25年度末)を擁する当法人の長として、強いリーダーシップと高いマネジメント能力を発揮し業務を的確に推進している。

なお、理事長の報酬は国家公務員における研究所の長の報酬・給与等を勘案し支給基準を設定しているところである。

これらを踏まえると、当法人の理事長の報酬水準は適正であると考ええる。

(主務大臣の検証結果)

理事長は、「食料・農業・農村」に関する中核的な試験研究機関を統括し、的確に業務を遂行しており、当該法人を総理する法人の長の報酬として適正であると考ええる。

② 役員報酬基準の改定内容

理事長
副理事長
理事
監事

俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末特別手当を減額支給措置(平成24年4月1日～平成26年3月31日までの特例期間中△9.77%)

非常勤役員

報酬単価を減額支給措置(平成24年4月1日～平成26年3月31日までの特例期間中△9.77%)

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 平成25年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|------|----------------|--------|---------|----------------------------|----------|-------|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| 理事長 | 15,966 | 10,654 | 4,033 | 1,279 (地域手当) | | 3月31日 | ※ |
| 副理事長 | 15,524 | 9,875 | 3,770 | 1,291 (地域手当) 588 (通勤手当) | | 3月31日 | |
| A理事 | 13,507 | 8,402 | 3,238 | 1,210 (地域手当) 657 (通勤手当) | | 3月31日 | ◇ |
| B理事 | 12,872 | 8,402 | 3,181 | 1,008 (地域手当) 281 (通勤手当) | | 3月31日 | ◇ |
| C理事 | 12,637 | 8,402 | 3,181 | 1,008 (地域手当) 46 (通勤手当) | | 3月31日 | ◇ |
| D理事 | 12,640 | 8,402 | 3,181 | 1,008 (地域手当) 49 (通勤手当) | | 3月31日 | ※ |
| E理事 | 12,640 | 8,402 | 3,181 | 1,008 (地域手当) 49 (通勤手当) | | | ※ |
| F理事 | 12,640 | 8,402 | 3,181 | 1,008 (地域手当) 49 (通勤手当) | | | ※ |
| G理事 | 11,614 | 8,402 | 2,126 | 1,008 (地域手当) 78 (通勤手当) | 4月1日 | | ※ |
| H理事 | 11,824 | 8,402 | 2,126 | 1,008 (地域手当) 288 (通勤手当) | 4月1日 | | ※ |
| I理事 | 13,247 | 8,402 | 3,208 | 1,098 (地域手当) 539 (通勤手当) | | 3月31日 | ※ |
| J理事 | 12,872 | 8,402 | 3,181 | 1,008 (地域手当) 281 (通勤手当) | | 3月31日 | ◇ |

| 役名 | 平成25年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|-----|----------------|-------------|-------------|--------------------------------|----------|-------|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| A監事 | 千円 12,301 | 千円 7,796 | 千円 2,951 | 千円 935 (地域手当) 619 (通勤手当) | | | |
| B監事 | 千円 11,955 | 千円 7,796 | 千円 2,951 | 千円 935 (地域手当) 273 (通勤手当) | | 3月31日 | ◇ |
| C監事 | 千円 12,342 | 千円 7,796 | 千円 2,951 | 千円 935 (地域手当) 660 (通勤手当) | | 3月31日 | |

注1: 「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

注2: 「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 摘要 | 前職 |
|-----|-------------|----------|---|----------|-------|---|----|
| | 千円 | 年 | 月 | | | | |
| 理事A | 千円 3,771 | 3 | 0 | H24.3.31 | 1.0 | 独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。 | ※ |
| 理事B | 千円 2,340 | 2 | 0 | H24.3.31 | 1.0 | 独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。 | ※ |
| 理事C | 千円 3,510 | 3 | 0 | H24.3.31 | 1.0 | 独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。 | ※ |
| 監事A | 千円 6,516 | 6 | 0 | H24.3.31 | 1.0 | 独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。 | |

注1: 業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2: 「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3: 「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

| 給与種目 | 制度の内容 |
|------------------|---|
| 俸給：昇給 | 勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあつては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。 |
| 賞与：勤勉手当 (査定分) | 職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあつては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。 |

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- (1) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関連した、次の給与減額支給措置を行った。(平成24年5月1日～平成26年3月31日までの特例期間)
 - ① 俸給月額を減額支給措置。
(一般職員俸給表 2級以下△4.77%、3～6級△7.77%、7級以上△9.77%、技術専門職員俸給表 3級以下△4.77%、4級以上△7.77%、研究職員俸給表 2級以下△4.77%、3級及び4級△7.77%、5級以上△9.77%、任期付研究員(一)俸給表 3号俸以下△7.77%、4号俸以上△9.77%、任期付研究員(二)俸給表 一律△7.77%、指定職員俸給表 一律△9.77%)
 - ② 俸給の特別調整額の減額支給措置。
(一律△10%)
 - ③ 期末・勤勉手当を減額支給措置。
(一律△9.77%)
 - ④ 俸給月額に連動する手当等(期末・勤勉手当を除く。)を減額支給措置。
(減額後の俸給月額等の月額により算出。)
 - ⑤ 平成24年12月期末手当特例措置。
(減額支給措置の改正が平成24年4月1日から適用されていたとした場合の減額相当額について、12月期末手当より減額)
- (2) 特殊勤務手当の支給対象としている東日本大震災に対処するための作業区域から、警戒区域及び計画的避難区域を削除。
- (3) 平成25年4月1日における31歳以上39歳未満職員の1号俸上位への号俸調整。
- (4) 55歳を超える職員(技術専門職員は57歳を超える職員)について、その者の勤務成績が標準である場合には昇給しないこととし(改正前は2号俸昇給)、特に良好の場合には1号俸(改正前は極めて良好の場合には2号俸以上(改正前は4号俸以上)の昇給に、それぞれ抑制。
- (5) 最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区 分 | 人 員 | 平均年齢 | 平成25年度の年間給与額(平均) | | | |
|--------------------|-------|------|------------------|-------|--------|-------|
| | | | 総 額 | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与 |
| 常 勤 職 員 | 2,197 | 46.3 | 6,951 | 5,303 | 64 | 1,648 |
| 事務・技術 | 489 | 45.4 | 6,016 | 4,532 | 81 | 1,484 |
| 研究職種 | 1,264 | 46.5 | 7,968 | 6,108 | 58 | 1,860 |
| 医療職種 (病院医師) | 該当者なし | | | | | |
| 医療職種 (病院看護師) | 該当者なし | | | | | |
| 教育職種 (高等専門学校教員) | 該当者なし | | | | | |
| 技術専門職員 | 440 | 46.6 | 5,025 | 3,819 | 62 | 1,206 |
| 指定職員 | 4 | 58.5 | 11,952 | 8,979 | 204 | 2,973 |

注1: 「技術専門職員」とは、試験圃場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

注2: 「指定職員」とは、研究所長等のうち理事長が定める官職を占める職員を示す。

注3: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

| | | | | | | |
|---------|-------|--|--|--|--|--|
| 在 外 職 員 | 該当者なし | | | | | |
|---------|-------|--|--|--|--|--|

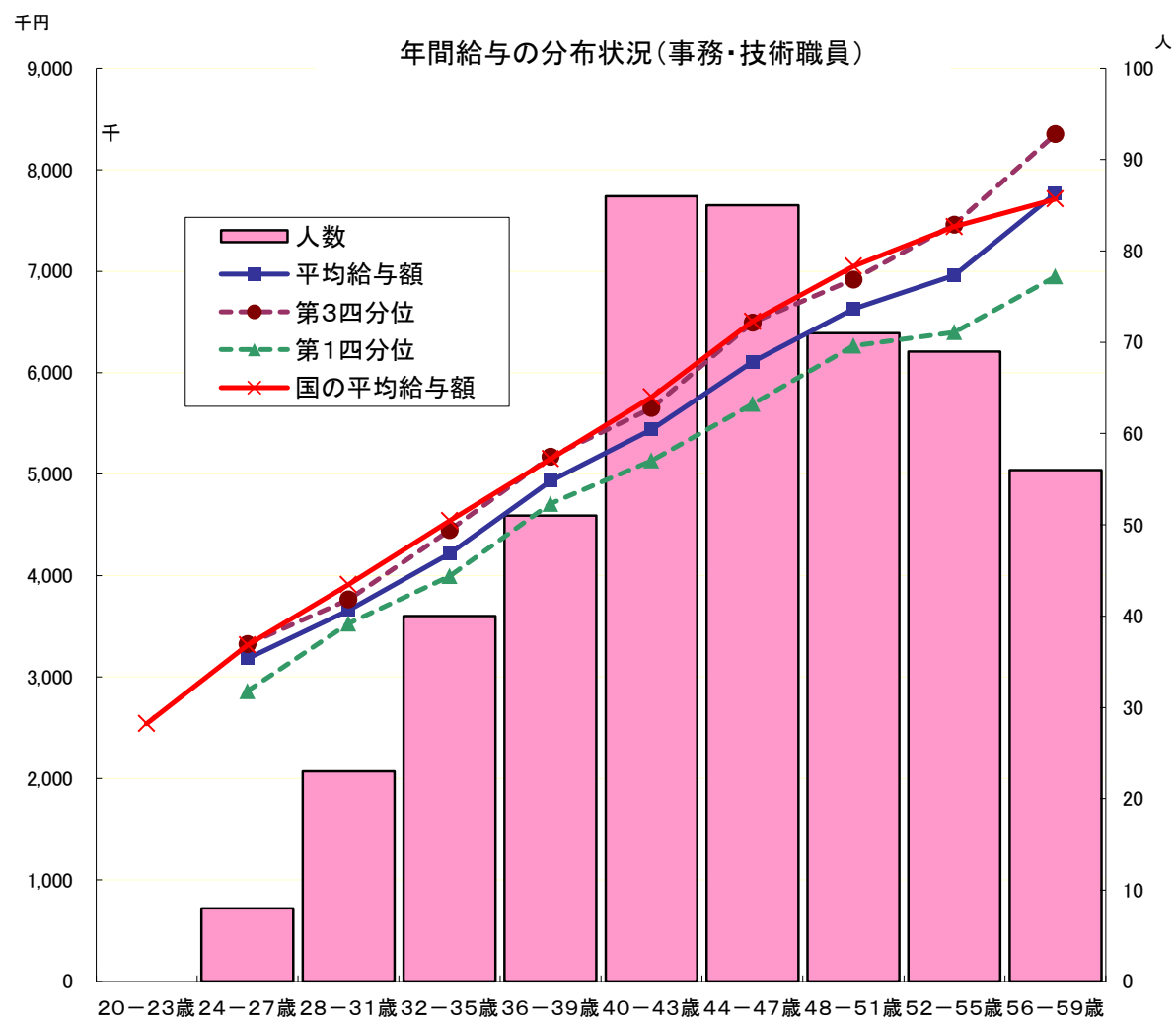
| | | | | | | |
|--------------------|-------|--|--|--|--|--|
| 任 期 付 職 員 | 該当者なし | | | | | |
| 事務・技術 | | | | | | |
| 研究職種 | | | | | | |
| 医療職種 (病院医師) | | | | | | |
| 医療職種 (病院看護師) | | | | | | |
| 教育職種 (高等専門学校教員) | | | | | | |

| 区 分 | 人 員 | 平均年齢 | 平成25年度の年間給与額(平均) | | | |
|--------------------|------------|------|------------------|-------|--------|------|
| | | | 総 額 | うち所定内 | うち通勤手当 | うち賞与 |
| 再任用職員 | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 研究職種 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種 (病院医師) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種 (病院看護師) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種 (高等専門学校教員) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|--------------------|------------|-----------|-------------|-------------|-----------|---------|
| 非常勤職員 | 人 98 | 歳 45.2 | 千円 2,803 | 千円 2,803 | 千円 103 | 千円 0 |
| 事務・技術 | 人 39 | 歳 50.8 | 千円 2,083 | 千円 2,083 | 千円 94 | 千円 0 |
| 研究職種 | 人 25 | 歳 44.0 | 千円 2,777 | 千円 2,777 | 千円 147 | 千円 0 |
| 医療職種 (病院医師) | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 医療職種 (病院看護師) | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種 (高等専門学校教員) | 人 該当者なし | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 委託費等雇用職員 | 人 34 | 歳 39.7 | 千円 3,648 | 千円 3,648 | 千円 81 | 千円 0 |

注:「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

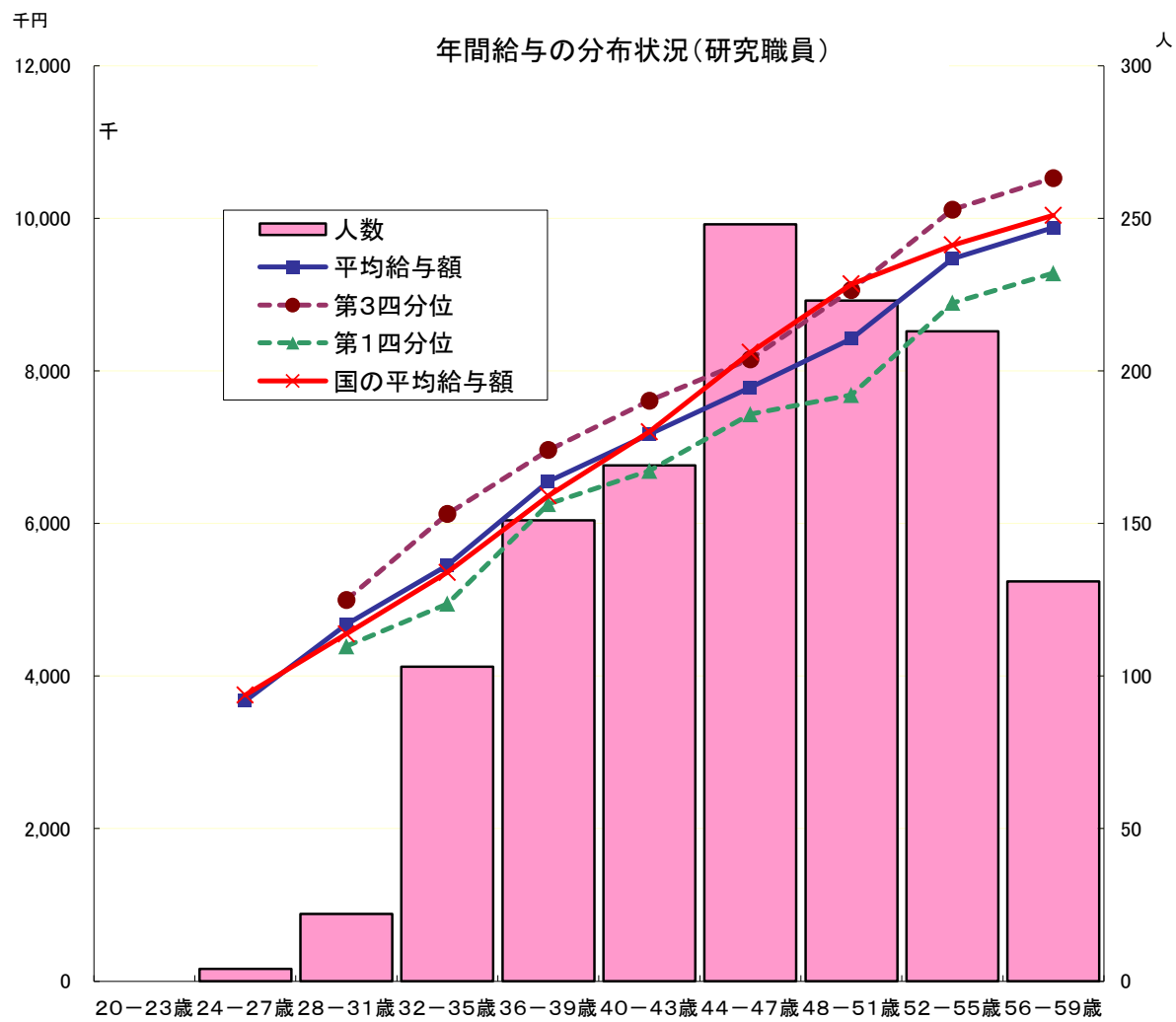
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2: 年齢20-23歳には当法人に該当者はいない。

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | 平均 | 四分位 |
|-------------|-----|------|-------|-------|-------|
| | | | 第1分位 | | 第3分位 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 部長 | 11 | 58.4 | 8,939 | 9,170 | 9,528 |
| 本部課長 | 8 | 54.0 | 6,893 | 7,861 | 8,127 |
| 地方課長 | 50 | 56.0 | 7,476 | 7,795 | 8,139 |
| 課長補佐 | 89 | 52.2 | 6,500 | 6,784 | 7,027 |
| 係長 | 290 | 42.9 | 4,997 | 5,500 | 6,142 |
| 本部係員 | 12 | 29.2 | 3,387 | 3,632 | 3,763 |
| 地方係員 | 29 | 30.9 | 3,260 | 3,678 | 3,944 |



注1:年齢20-23歳には当法人に該当者はいない。

注2:年齢24-27歳の該当者は4人以下のため、第1及び第3四分位を表示していない。

(研究職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 四分位 | | |
|-------------|-----|------|-------|--------|--------|
| | | | 第1分位 | 第3分位 | |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 研究部長 | 93 | 56.0 | 9,986 | 10,440 | 10,870 |
| 本部研究課長 | 7 | 52.9 | 9,095 | 9,548 | 9,926 |
| 地方研究課長 | 342 | 52.6 | 8,552 | 9,144 | 9,777 |
| 主任研究員 | 710 | 44.3 | 6,794 | 7,438 | 7,988 |
| 研究員 | 112 | 33.6 | 4,619 | 4,929 | 5,272 |

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

| 区分 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|------------------------|----------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 標準的な職位 | | 係員 | | 係長・同相当職 | | 課長・ 課長補佐・同相当職 | |
| 人員 (割合) | 489 人 | 9 人 (1.8%) | 32 人 (6.5%) | 151 人 (30.9%) | 170 人 (34.8%) | 72 人 (14.7%) | 44 人 (9.0%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | 30 歳 ～ 24 | 44 歳 ～ 25 | 54 歳 ～ 30 | 58 歳 ～ 40 | 59 歳 ～ 46 | 59 歳 ～ 45 |
| 所定内給 与年額(最高 ～最低) | | 2,776 千円 ～ 2,164 | 3,656 千円 ～ 2,431 | 4,480 千円 ～ 2,474 | 6,178 千円 ～ 3,646 | 6,272 千円 ～ 4,518 | 6,827 千円 ～ 4,444 |
| 年間給与 額(最高～ 最低) | | 3,553 千円 ～ 2,820 | 4,735 千円 ～ 3,199 | 5,856 千円 ～ 3,256 | 7,989 千円 ～ 4,858 | 8,146 千円 ～ 6,094 | 8,914 千円 ～ 6,054 |

| 7級 | 8級 | 9級 | 10級 |
|---------------------------|---------------------------|---------------|---------------|
| 同相当職 | 部長・同相当職 | | |
| 7 人 (1.4%) | 4 人 (0.8%) | 0 人 (%) | 0 人 (%) |
| 59 歳 ～ 57 | 59 歳 ～ 56 | ～ | ～ |
| 7,291 千円 ～ 6,237 | 7,174 千円 ～ 6,751 | ～ | ～ |
| 9,528 千円 ～ 8,188 | 9,730 千円 ～ 8,962 | ～ | ～ |

(研究職員)

| 区分 | 計 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|------------------------|------------|---------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|---------------|
| 標準的な職位 | | 研究補助員 | 研究員 | 研究課長・室長・ 主任研究員・同相当職 | | 研究部長・同相当職 | |
| 人員 (割合) | 1,264 人 | 0 人 (%) | 112 人 (8.9%) | 339 人 (26.8%) | 450 人 (35.6%) | 363 人 (28.7%) | 0 人 (%) |
| 年齢(最高 ～最低) | | ～ | 51 歳 ～ 26 | 54 歳 ～ 33 | 59 歳 ～ 40 | 59 歳 ～ 46 | ～ |
| 所定内給 与年額(最高 ～最低) | | ～ | 4,577 千円 ～ 2,719 | 6,571 千円 ～ 4,310 | 7,549 千円 ～ 5,096 | 8,792 千円 ～ 6,101 | ～ |
| 年間給与 額(最高～ 最低) | | ～ | 5,931 千円 ～ 3,530 | 8,433 千円 ～ 5,566 | 9,602 千円 ～ 6,648 | 11,601 千円 ～ 8,080 | ～ |

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 56.1 | % 59.1 | % 57.7 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 43.9 | % 40.9 | % 42.3 |
| | 最高～最低 | % 45.2～33.9 | % 45.3～31.4 | % 45.0～32.6 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 64.1 | % 66.6 | % 65.4 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 35.9 | % 33.4 | % 34.6 |
| | 最高～最低 | % 43.5～31.2 | % 40.7～29.1 | % 42.1～30.1 |

(研究職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % 55.9 | % 58.8 | % 57.4 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 44.1 | % 41.2 | % 42.6 |
| | 最高～最低 | % 53.8～33.1 | % 50.4～30.7 | % 48.1～32.6 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % 64.4 | % 67.1 | % 65.8 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % 35.6 | % 32.9 | % 34.2 |
| | 最高～最低 | % 46.7～32.4 | % 41.6～28.4 | % 43.0～30.7 |

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.0

対他法人(事務・技術職員)

90.8

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

97.1

対他法人(研究職員)

98.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

| 項 目 | 内 容 | |
|-------------|--|-----------|
| 指数の状況 | 対国家公務員指数 95.0 | |
| | 参考 | 地域勘案 99.0 |
| | | 学歴勘案 98.1 |
| 給与水準の適切性の検証 | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.0%】 (国からの財政支出額 66,995百万円、 支出予算の総額 67,663百万円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 29,869百万円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 15.5%(常勤職員数489名中 76名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 8.6%(常勤職員数489名中 42名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 42.3%】 (支出総額 45,428百万円、 給与・報酬等支給総額 19,213百万円：平成24年度決算)</p> | |
| | <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合について、当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 累積欠損額について、民間研究促進業務勘定の累積欠損金2,582百万円は、政府出資金を財源として民間会社へ研究委託を行う事業であるため一時的に発生したものであり、研究終了後、商品化による売上納付金で欠損金を解消することとなっている。また、特例業務勘定累積欠損金27,287百万円は、平成17年度まで実施されていた出資事業(政府出資金を財源として民間会社と共同で設立した研究子会社で研究を進める事業)において、子会社が出資金を財源として研究を行っていたことから発生したものである。特例業務については、平成27年度末を期限として研究子会社の株式の処分を進めることが法定されており、これまで順調に株式の処分を進めている。 管理職の割合について、管理職を労働基準法第41条第2号に規定する監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として整理した。職責及び全国37箇所に研究拠点等を配置していることに鑑み、適切な配置と考えている。 大卒以上の高学歴者の割合は低いものの、地域・学歴勘案での対国家公務員指数が99.9%であり、適切な水準であると考えている。</p> <p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。</p> | |

○研究職員

| 項 目 | 内 容 | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-------|----|------|-------|--|------|------|--|---------|-------|
| 指数の状況 | 対国家公務員指数 97.1 <table border="1" data-bbox="791 334 1295 442"> <tr> <td data-bbox="791 334 936 442">参考</td> <td data-bbox="936 334 1205 372">地域勘案</td> <td data-bbox="1205 334 1645 372">106.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="936 372 1205 410">学歴勘案</td> <td data-bbox="1205 372 1645 410">96.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="936 410 1205 442">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="1205 410 1645 442">105.2</td> </tr> </table> | | 参考 | 地域勘案 | 106.3 | | 学歴勘案 | 96.5 | | 地域・学歴勘案 | 105.2 |
| 参考 | 地域勘案 | 106.3 | | | | | | | | | |
| | 学歴勘案 | 96.5 | | | | | | | | | |
| | 地域・学歴勘案 | 105.2 | | | | | | | | | |
| 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由 | <p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準である。</p> <p>当法人は、全国に研究拠点等を配置しており、全国的な異動を実施しているため、広域異動手当及び単身赴任手当の受給者の割合が国家公務員に比べて高くなっている。また、寒冷地における研究拠点の職員数が多いため、寒冷地手当の受給者の割合についても国家公務員に比べて高くなっている。さらに、俸給の特別調整額、扶養手当及び住居手当の受給者の割合についても国家公務員に比べて高くなっている。</p> <p>これらのことから、地域及び地域・学歴勘案での指数が100を超える要因となっていると推察される。</p> <p>〈各種手当の受給者の割合〉 広域異動手当：9.4%(国 0.6%) 単身赴任手当：6.4%(国 2.5%) 寒冷地手当：20.3%(国 0.7%) 俸給の特別調整額：91.1%(国 76.3%) 扶養手当：68.5%(国 58.3%) 住居手当：26.7%(国 19.9%)</p> <p>※国家公務員の数値は、平成25年度国家公務員給与等実態調査報告書(人事院)より算出</p> | | | | | | | | | | |
| 給与水準の適切性の検証 | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.0%】 (国からの財政支出額 66,995百万円、 支出予算の総額 67,663百万円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 29,869百万円(平成24年度決算)】 【管理職の割合 11.8%(常勤職員数1,264名中 149名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 100%(1,264名中 1,264名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 42.3%】 (支出総額 45,428百万円、 給与・報酬等支給総額 19,213百万円：平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合について、当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。</p> <p>累積欠損額について、民間研究促進業務勘定の累積欠損金2,582百万円は、政府出資金を財源として民間会社へ研究委託を行う事業であるため一時的に発生したものであり、研究終了後、商品化による売上納付金で欠損金を解消することとなっている。また、特例業務勘定の積欠損金27,287百万円は、平成17年度まで実施されていた出資事業(政府出資金を財源として民間会社と共同で設立した研究子会社で研究を進める事業)において、子会社が出資金を財源として研究を行っていたことから発生したものである。特例業務については、平成27年度末を期限として研究子会社の株式の処分を進めることが法定されており、これまで順調に株式の処分を進めている。</p> <p>管理職の割合について、管理職を労働基準法第41条第2号に規定する監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として整理した。職責及び全国37箇所に研究拠点等を配置していることに鑑み、適切な配置と考えている。</p> <p>大卒以上の高学歴者の割合は、研究開発業務を遂行する上で必要とする基礎的・基本的素養を持つ学士以上の研究員を採用しているため、100%となっている。</p> <p>当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。 なお、年齢・地域・学歴勘案の指数が100.0を超えているのは、勤務地が全国広範囲に所在しているため、広域異動手当等を受給する職員の割合が高いためである。</p> | | | | | | | | | | |

III 総人件費について

| 区 分 | 当年度 (平成25年度) | 前年度 (平成24年度) | 比較増△減 | 中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増△減 |
|---------------------|------------------|------------------|-----------------------------|--------------------------------|
| 給与、報酬等支給総額 (A) | 千円 19,029,283 | 千円 19,213,236 | 千円 (%) △ 183,953 (△ 1.0) | 千円 (%) △ 2,450,348 (△ 11.4) |
| 退職手当支給額 (B) | 千円 2,080,547 | 千円 1,857,105 | 千円 (%) 223,442 (12.0) | 千円 (%) 321,803 (18.3) |
| 非常勤役員等給与 (C) | 千円 2,525,374 | 千円 2,753,812 | 千円 (%) △ 228,438 (△ 8.3) | 千円 (%) △ 435,470 (△ 14.7) |
| 福利厚生費 (D) | 千円 3,062,456 | 千円 3,015,445 | 千円 (%) 47,011 (1.6) | 千円 (%) △ 224,114 (△ 6.8) |
| 最広義人件費 (A+B+C+D) | 千円 26,697,660 | 千円 26,839,598 | 千円 (%) △ 141,938 (△ 0.5) | 千円 (%) △ 2,788,129 (△ 9.5) |

注1: 非常勤役員等給与について、財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」の非常勤職員給与には、人材派遣会社等からの人材派遣サービスの経費が計上されていないため本表とは一致しない。

注2: 退職手当支給額について、財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」の退職手当には、退職給付引当金からの支給が含まれた額が計上されているため本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額の対前年度比は△1.0%であり、要因としては、常勤職員数の減少によるものである。また、最広義人件費については、対前年度比△0.5%となったが、上記の要因に加えて、退職者数の増加に伴う退職手当支給額の増加(対前年度比12.0%)、非常勤職員数の減少による非常勤役員等給与の減少(対前年度比△8.3%)、共済組合負担金率の変更に伴う福利厚生費の増加(対前年度比1.6%)によるものである。
- ② 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。
 - ・役員の退職手当について、平成25年1月より、在職期間に応じて計算される支給額に以下の割合を乗じて得られる引き下げの改正を行った。
 - 平成25年1月1日から平成25年9月30日までの期間、100分の98の割合を乗じて得た額。
 - 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの期間、100分の92の割合を乗じて得た額。
 - 平成26年7月1日以降の期間、100分の87の割合を乗じて得た額。
 - ・職員の退職手当について、平成25年2月より、退職する者の退職する理由及び勤続期間に応じて計算される支給率に以下の割合を乗じて得られる支給率へ引き下げの改正を行った。
 - 平成25年2月1日から平成25年9月30日までの期間、100分の98の割合を乗じた支給率。
 - 平成25年10月1日から平成26年6月30日までの期間、100分の92の割合を乗じた支給率。
 - 平成26年7月1日以降の期間、100分の87の割合を乗じた支給率。

IV 法人が必要と認める事項

特になし